相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市加納朝日町三丁目六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　正村　睦郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

事務所岐阜市神田町一丁目八番五号協和興業ビル四階　あさい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅井　直美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区草薙二丁目一七三一番地七、最後の住所静岡県静岡市清水区折戸五丁目二番一二号　被相続人　亡　中畑　孝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

静岡県静岡市清水区堂林二丁目一六番一六号

相続財産管理人　司法書士　小倉　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡清水町長沢七二四番地一、最後の住所静岡県駿東郡清水町長沢七二四番地の一　被相続人　亡　髙橋　昭雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

事務所静岡県駿東郡清水町伏見八〇四番地の一　ハーヴェスト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西宮由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃市大矢田二七一九番地一、最後の住所名古屋市中川区尾頭橋四丁目八番一五号ライオンズマンション尾頭橋第二　二〇三号　被相続人　亡　市原　昭平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

事務所名古屋市熱田区金山町一丁目四番一号ビルディング第一金山三階

相続財産管理人　司法書士　佐々木聡史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市須恵三丁目七一番地、最後の住所奈良県五條市二見六丁目三番二〇号　被相続人　亡　駒井　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

奈良県大和高田市大字大中一〇〇番地フジヨシビル二階　東海法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東海　伸晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市吉浦東本町二丁目二四、最後の住所広島県呉市天応西条三丁目一二九七番地一三番一五号　被相続人　亡　宮﨑　雄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

事務所広島県呉市中央五丁目一番三号二〇一

相続財産管理人　弁護士　高盛　政博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予郡砥部町宮内一九三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　玉井　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

愛媛県松山市東雲町二番地二　トータスビル四階

相続財産管理人　弁護士　高橋　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県土佐市高岡町乙二六四八番地、最後の住所高知県土佐市高岡町乙二七九〇番地　被相続人　亡　矢野　博敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

事務所高知市高須三丁目四番四四号

相続財産管理人　児島　岳宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市東区雁の巣一丁目四四番、最後の住所福岡県福岡市東区和白丘二丁目三番四八―六一七号　被相続人　亡　鬼塚　茂實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目七番二三号赤坂弁護士ビル四〇二号　南赤坂法律事務所　相続財産管理人　疋田陽太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市岡町四三番地、最後の住所長崎県長崎市桜馬場二丁目四番四号　被相続人　亡　川内　千壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

長崎県長崎市万屋町三番一一号ＢＭＣビル四〇一

相続財産管理人　弁護士　春明　航太

無縁墳墓等改葬公告

適正な境内墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年十月二十三日

一、墳墓等所在地　富山県射水市大門本江五五六

一、墳墓等の名称　宗教法人圓照寺境内

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳、升田孫兵衛、吉野政一

一、改葬を行おうとする者　富山県射水市大門本江五五六　宗教法人圓照寺　住職　三島　見恂

第４期決算公告

平成29年９月22日

東京都目黒区三田１―12―24ＭＴ３ビル２階

株式会社アストコ

代表取締役　春山　孝造

貸借対照表の要旨　（平成29年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	49,319	流動負債	8,071
固定資産	21,584	（賞与引当金）	(638)
		固定負債	1,348
		（退職給付引当金）	(1,348)
		株主資本	61,483
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	△38,516
		その他利益剰余金	△38,516
		（うち当期純損失）	(38,611)
資産合計	70,903	負債・純資産合計	70,903

第17期決算公告

平成29年９月22日

長野県松本市島立2346番地

株式会社しんえこ

代表取締役　春山　孝造

貸借対照表の要旨　（平成29年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	167,020	流動負債	288,899
固定資産	679,986	（賞与引当金）	(3,394)
		固定負債	268,926
		（退職給付引当金）	(12,113)
		株主資本	289,180
		資本金	100,000
		資本剰余金	117,000
		資本準備金	117,000
		利益剰余金	72,180
		その他利益剰余金	72,180
		（うち当期純利益）	(34,825)
資産合計	847,007	負債・純資産合計	847,007